

第3期大阪府医療費適正化計画(案)に対する保険者協議会からの意見等と大阪府の考え方

該当項目	ご意見・ご提言	大阪府の考え方
1 第6章 計画の推進及び評価	【P99】 都道府県のガバナンス強化について 平成30年度から大阪府は国民健康保険の保険者となり、従前からの住民の健康増進や医療費適正化等の行政主体としての役割に加え、新たに保険者としての役割を担うこととなる。 したがって、大阪府においては、保険者協議会でも、中核的な役割を積極的に行い、医療費適正化や健康づくりに関し、データヘルスの推進や好事例の創出・横展開等を通じた各保険者への支援や連携した取組、府内保険者のハブとしての活動を強化していただきたい。	医療費適正化や健康づくりの取組を効果的に推進するためには、市町村や医療保険者をはじめとする様々な主体との連携が重要と認識しており、計画p.99にも、府が保険者協議会などの場を活用し主体的に施策に取り組むことや、データ分析及び好事例の創出・横展開等を通じ各保険者へ支援を行うことなどを記載しています。 今後、保険者協議会でこうした取組を強化し、中核的な役割を果たせるよう取り組んでまいります。
2 第6章 計画の推進及び評価	【P99～100】 PDCAに基づく進行管理について 計画の推進及び評価について、PDCAの一連の循環により進行管理を行うとされているが、各財政年度での制約がある中、6年間の計画期間における具体的な工程が示されていない。 そのため、大阪府においては、具体的な各取組の推進にあたって、本協議会の目的である「大阪府医療費適正化計画」の策定または変更にあたって意見提出に資するため、必要に応じ本協議会に情報共有を行うとともに、大阪府医療費適正化計画推進審議会の意見を踏まえながら、進行管理に努めていただきたい。	計画に基づく具体的な取組の推進にあたっては、保険者協議会に情報共有や協力依頼を行うとともに、審議会の意見を踏まえながら適切な進行管理に努めてまいります。
3 第4章 目標と目標実現のための施策の実施	【P66～67、76】 大阪府民への情報発信の強化について 早期受診や治療の継続を促進し、重症化予防を図ることで、府民個人の生活の質(QOL)を維持・向上できるが、健康づくりは、個々の保険者からの働きかけに加えて府民一人ひとりの健康管理に関する意識づけが重要となる。 大阪府においては、府民へ健康管理の正しい知識の普及啓発のために、情報発信の強化へ主体的に取り組むとともに、関係団体と協力して普及啓発活動を強化していただきたい。	府民一人ひとりの健康管理に関する意識付けが重要であることから、記載のページに加え、p.92「施策8 府民への情報発信の強化」においても、保険者や民間企業等と連携し多様な機会・媒体を活用した情報発信に取り組むこととしています。また、府民の健康づくりに対する意識の向上と実践を促すことを目的に、インセンティブを活用した仕組みづくりの検討を進めることとしています。
4 第4章 目標と目標実現のための施策の実施	【P66～67、76】 健康づくりの機運醸成等について 府民が主体的に自らの健康管理・疾病予防に取り組めるようにするには、個々の保険者からの働きかけには限界があり、若い頃からのライフステージに応じた取組みや健康教育の推進が必要である。そのため、大阪府においては、保健医療関係団体や教育機関等、及び本協議会とも連携し、府内全域で健康づくりに関する機運が醸成するための施策を講じていただきたい。	府民一人ひとりが、生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、子どもの頃からのヘルスリテラシーの習得等を通じた健康習慣の形成や、働く世代の特定健診・がん検診の受診促進や生活習慣の改善、高齢者のフレイル対策など、ライフステージに応じた取組を推進します。 また様々な主体とも連携し、府民の健康づくりを支える社会環境を整備するため、保険者協議会との共同した広報活動の検討も含め、効果的な普及啓発活動を進めてまいります。
5 第4章 目標と目標実現のための施策の実施	【P66～67】 特定健診・保健指導、生活習慣病重症化予防について 大阪府においては、エビデンスに基づく効果的な健診受診促進や保健指導について、市町村国保等に対しプログラムの提供やデータ分析等の支援の強化をするとともに、本協議会の場も活用し、その他の保険者も含めた技術的支援を展開していただき、ノウハウの共有化(他の都道府県の事例を含む。)も進めていただきたい。 特に、国保被保険者及び被用者保険の被扶養者にかかる健診受診率及び保健指導率向上については、共通する課題や解決策も多いと考えられ、がん検診の担当部局との効果的な連携も含め、具体的な対策にかかる協議の場を設けるなどは、取り組みの強化が図られると考えることから、行政と保険者を担う大阪府が中心となり推進していただきたい。	特定健診・保健指導、生活習慣病重症化予防にかかる保険者への支援については、市町村国保等への実践的なプログラムの提供やデータ分析等の支援を強化するとともに、保険者協議会の場も活用し、幅広い保険者への共有化を進めたいと考えています。 国保と被用者保険間、がん検診との連携については、各保険者や市町村のニーズも踏まえながら、必要に応じた支援を行ってまいります。
6 第4章 目標と目標実現のための施策の実施	【P81～82】 重複・頻回受診、重複・多剤投与について 各保険者ではレセプト点検や被保険者への指導等を行っているところであるが、さらに、医療機関や薬局・薬剤師等と連携した効果的な取組が進められるよう、大阪府においては技術的支援を行っていただきたい。	府では現在、かかりつけ薬局・お薬手帳の普及を行っているところですが、今後、いただいたご意見も踏まえ、医療機関や薬局・薬剤師等とも連携した効果的な取組が進められるよう、好事例の共有や関係団体との連携などニーズに応じた必要な支援を検討してまいります。

7 第4章 目標と目標 実現のための施策 の実施	【P85】 後発医薬品の使用促進について 保険者では被保険者に対する差額通知の送付や啓発等を行っているところ であるが、医療機関や薬局・薬剤師等と連携した取組も一層進むよう、大阪府に おいては地域の実情に応じた普及啓発等施策を講じていただきたい。	府では現在、薬局における後発医薬品の勧め 方の好事例の共有や府民・医療関係者への 普及啓発を行っているところですが、いただ いたご意見や、府内市町村別で使用割合に差 があることなども踏まえ、地域差の要因分析な ど今後の新たな取組について、「大阪府後発 医薬品安心使用促進のための協議会」にも意 見を伺いながら検討してまいります。また、来 年度より国保の共通基準として差額通知の共 通基準化を行ってまいります。
8 第4章 目標と目標 実現のための施策 の実施	【P81～89】 施策の柱として、医療の効率的な提供の推進を掲げているが、目標と目標実 現のための施策に、重複・頻回受診者等の医療機関への適正受診に関する 項目の記載が見受けられない。 医療の効率的な提供という観点においては、医療機関への適正受診が課題 の一つであると考えられることから、同項目に関して計画内で記載いた きたい。	適正受診の啓発については、p.92の施策8に 取組を記載しているところです。かかりつけ医 を持つことの重要性や適正受診のあり方につ いて啓発を進めてまいります。